

公益社団法人広島県薬剤師会慶弔規程

会員の慶弔に対しては、次によるものとする。

- | | | |
|---|----|-----------|
| 1 会員が死亡した場合 | 香典 | 5, 000 円 |
| 2 役員、地域・職域薬剤師会長及び代議員が死亡した場合
(この場合 1 と重複しないものとする) | 香典 | 10, 000 円 |
| 3 この規程に定めのない事項又は特別な配慮を必要とする事態が発生したときは、県薬の会長がこれを専決し、直近の理事会へ報告する。 | | |

附 則

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社団法人 広島県薬剤師会慶弔規程（昭和 47 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 10 日に一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。